

事務連絡
令和元年 12 月 9 日

ペットフード公正取引協議会	事務局長 殿
一般社団法人 ペットフード協会	事務局長 殿
一般社団法人 日本ペット用品工業会	事務局長 殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底について（依頼）

平素より、消費・安全行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先日「ガンに効く」といった医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反するとして逮捕されたところです。

医薬品的成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。また、医薬品医療機器等法第 14 条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物用医薬品」という。）について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、医薬品医療機器等法第 68 条に抵触し、未承認動物用医薬品を販売・授与した場合は同法第 55 条に抵触します。

同法第 68 条又は第 55 条第 1 項の規定に違反した場合は、2 年以下の懲役若しくは 2 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。同法第 55 条第 2 項の規定に違反した場合は、3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

貴会におかれましては、これまでガイドライン等の策定や講習会の開催等を通じ、傘下会員への医薬品医療機器等法遵守に関する普及啓発にご尽力いただいておりますが、先の事例を踏まえ、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。